

生活福祉資金(緊急小口資金) 特例貸付借入申込書記入例

- ※ で囲われている部分の記載をお願いいたします。
- ※ 申込者は**世帯主**の方です。
- ※ **押印箇所が二カ所**あります。忘れずに押印をお願いいたします。
- 全ての項目を確認していただき、にを入れて下さい。

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会 会長 殿

受付社協

社協

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。

◆上記内容に同意します		署名 静岡 太郎 印		受付番号		どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	
				受付年月日		令和 年 月 日	
申込金額		100,000又は200,000円		据置期間 (12か月以内)		か月	
				償還期間 (24か月以内)		か月	
				償還方法		<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括	
借入申込者	氏名		シズオカ タロウ 静岡 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	フリガナ		シズオカ タロウ		生年月日	大正 昭和 平成 43年 6月 7日 (満 51歳)	
	現住所		〒 420-8670 シズオカシオイクスプチョウ シズオカハイツ 静岡市葵区〇〇町1-70 静岡ハイツ102		勤務先等住所		静岡市清水区〇〇123-5 電話 054 (000) 0000
勤務先等名称		株式会社〇〇		自宅電話		054 (000) 5244	
勤務先等住所				携帯電話		090 (000) 0000	
借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患患者、要介護者、学校休校等)	
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R			
	2	妻	41	T・S・H・R 53年 5月 23日	〇〇スーパー		
	3			T・S・H・R 年 月 日			
	4			T・S・H・R 年 月 日			
	5			T・S・H・R 年 月 日			
	6			T・S・H・R 年 月 日			
7			T・S・H・R 年 月 日				
貸付金振込先 (通帳コピー添付)	金融機関	〇〇銀行		支店名	△△支店		預金種別
	口座番号	123△987		口座名義人(カタカナ)	静岡 太郎(シズオカ タロウ)		
貸付理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	収入減の理由、日常生活にかかる支出にどのような影響が出ているのか。 (例) 新型コロナウイルスの影響で仕事が減り収入が減った。それにより、日常生活に必要な費用(家賃や光熱費等)の支払いが困難になった為。						

記入例

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借用書

借用金額	100,000 円
------	-----------

生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。ついでには、本借用書および裏面の重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

令和 年 月 日

住所	
氏名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日 生平成

[借入要項]

地区	年度	資金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	
				民児協	
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込とする。				
貸付金振込先	金融機関		支店名		
※ネットバンキング振込不可	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)				
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 (払込票・口座振替 ※別途要申請) <input type="checkbox"/> 一括償還			
	償還場所	静岡県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 ゆうちょ銀行 089支店 普通0125746 口座名義 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会			
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。				

- ※ 部分の記載をお願いします。
- ※ 訂正、書き直しをした書類は受付られません。間違えた場合、新に書き直しをお願いいたします。

記入例

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借用書

借 用 金 額	200,000 円
---------	-----------

生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。については、本借用書および裏面の重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日 生平成

[借入要項]

				受付番号	
地 区	年 度	資 金	貸付けコード	市区町村社協	
				民児協	
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込とする。				
貸付金振込先 ※ネットバンキング振込不可	金融機関		支店名		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)				
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 (払込票・口座振替 ※別途要申請) <input type="checkbox"/> 一括償還			
	償還場所	静岡県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 ゆうちょ銀行 089支店 普通0125746 口座名義 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会			
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。				

※ 部分の記載をお願いいたします。

※ 訂正、書き直しをした書類は受付られません。間違えた場合、新に書き直しをお願いいたします。

生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）

記入例

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金又は現金により借受人本人に交付いたします。
(管理システムへの登録と信用情報の回答について)
- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。
また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。
(民生委員への通知について)
- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。
(延滞利子について)
- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。
(督促について)
- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。
また、滞納が継続するときは、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。
(救済制度について)
- 6 静岡県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。
(合意裁判所について)
- 7 借受人と静岡県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、静岡県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情
生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。
(1) 静岡県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当 生活支援部生活支援課 電話054 (254) 5244
(2) 福祉サービス運営適正化委員会
静岡県社会福祉協議会又へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。
福祉サービス運営適正化委員会 電話054 (653) 0840

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営みしめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 本決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し、本書控えを受領いたしました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※ 部分の記載をお願いします。

➤ 全ての項目を確認していただき□に✓を入れて下さい。